

議決第

号

職業安定委員会職員方旅費支給額又計に因する件

職業安定法第十二條の規定による職業安定委員会委員が、その公務のため旅行する場合の旅費額は、昭和二十三年七月十日へ準急行料金については昭和二十三年七月十日、宿泊料についでは、昭和二十三年八月十日以後の旅行につき別表の通り改訂支給する。これが支拂方法は内閣旅費規則及び内閣規則によるものとする。

別表

廣東安溪會同鄉教導額

支 分	鐵道費	車馬費	日	宿泊料	一 夜につき	食卓料
地 方	一 日につき	一 日につき	一 日につき	一 日につき	一 夜につき	一 夜につき
中 央	火 灾	會長	一 等	四百八十七錢	百九十二圓	百九十二圓
	委員	二 等	四百五十錢	百八十圓	九百六十四圓	七百六十八圓
	地方又は 時別地区	會長	三 等	四百五十錢	百八十四圓	七百二十圓
	委員	四 等	四百三十錢	百六十八圓	百八十圓	一百八十圓
東 北 地 區	會長	五 等	四百二十錢	百六十八圓	八百四十四圓	七百二十四圓
	委員	六 等	三百九十錢	百五十八圓	大有七十二圓	大有七十二圓
	會長	七 等	二百四十錢	百五十八圓	百六十八圓	百五十六圓
	委員	八 等	一百四十錢	百五十八圓	百六十八圓	百五十六圓

樹
考

(4) 特別料の甲地方は、勘定地手当の地区区分による特別地域とし、乙地方は、その他の地域とすること。

新編 日本書紀

理

由

職業安定委員会委員の放縦文辭は最近の經濟事情の影響により甚だしく低落に失するに至つたので改訂する必要がある。よつてこれが改訂は職業安定法第十二條の規定に基いて國會の議決を要するからである。

職業安定委員会委員の旅費支給額改訂案
提出実理由説明

職業安定委員会委員の旅費支給額改訂案を審議せらるるにあたり本案の提案理由を御説明申し上げます。

第二回國会に提出しました職業安定委員会委員旅費支給額は本年六月三十日議決を得まして直ちにこれを実施しておりましたが、最近の経済事情特に現在進行中の物価改訂等による影響によつて甚だしく低額に失するに至りましたので、これが支給額の改定につきましては職業安定法第十二條の規定に基いて、以此を面議院の劳働委員会の合司審査会の議を終て團金の議決を得なければならぬことになつておりますので、旅に提案する次第であります。

本案の目的とするところは第一は職業安定委員会の委員が委員会に出席する場合は実情調査等公務のために本邦外を旅行する場合において、それに対する鉄道費、船費、車馬費、日当、宿泊料等の旅費を支給するのでありますて、この支給額は一應當の旅費額を基準として定めましたことは、第二回國会に提案致しました時に御説明申し上げた通りであります。

すなわち今回官吏の旅費支給額が暫定的で改訂が行わるましめたので、職業安定委員会に對する支給額もそれに準じて改訂しようとするとものでありますて、その增加額は一半に官

吏の相当額の倍加額と同事に増加した次第であります。

以上本案の趣旨及びその内容の大体について御説明申し上げたのでありますべ、河本御

賛成の上速かに議決おられんことをも願ひ申し上げます。

資
料

目
次

- 一、内國旅費定額等の改訂について
一、昭和二十二年七月一日内閣勞甲第八号通知字
一、販業安定委員会委員旅費比較表
一、販業安定委員会各員の旅費支給（分表へ案）
一、販業安法抜萃（法第十二條第十・十一項）

会收第一口入五号

昭和二十三年八月二十一日

殷

勞
勵
大
臣
官
考
會
計
課
長

政府取扱の旅費に因しては、諸城の情勢に鑑み、從來の旅費規則を根本的に再検討して、

此が根柢法律を新に制定する必要があるのであるが、最近の経済事情時に現在進行中の物価改訂による影響によつて甚しく低額に失するに至つたので、右法律の成立までの暫定的措置として、この際取り敢えず別紙により実験等の改訂を行ふことに決定したから御了知願いたい。追つて本件に対しても、いま財務省所管内國旅費規程改正の予定につき御参考願いたい。なお本改正によつて無駄の増大を招くことは必然であるが、これがため予算の追配は困難であるから今後販賣に対し忠告と命令するに当つては、その旅費の所要額をも勘案し、予算の範囲内にかりて命令を發するよう十分留意されたい。

別紙

一 旅費の定額は左によること。

(一) 一般取扱の分(基本定額。)

区	分	改正額
車馬費	一料につき	三四一
日当	一日につき	一一〇四
宿泊料	一夜につき	大ロロ四
食事料	一夜につき	四八〇四
便乗料	一料料未満	一ニロ四
地 方	一五〇四	七〇〇四
將以上	二、三〇四	一マ、五マハ四
	五〇四	八、五〇〇四
	一、二〇四	一、三、マ〇〇四
	一、九、マ〇〇四	一大、マ〇〇四

備考

- (1) 痘治料の甲地方は、勤務手当の地区区分による特別地域とし、乙地方はその他の地域とすること。
- (2) 鉄道旅行中宿泊する場合における宿泊料は乙地方の定額による。

特別の取扱にある者の分

左に掲げる特別の取扱にある者の旅費定額は(1)の基本定額に左の下欄の割合を割増して算出すること。

区	分	割合
國家大臣及びその他の諸官	一料	
十五般職へ賄賂二十三生徒課	十四般職及び二水に相当する	
第四十大學第十四級第一級の規定による旅費の額をいふ。	十三般職及び二水に相当する	
以下同じ。又は二水に相当する旅費にあるもの	十二般職及び二水に相当する	
政府にある者	勤務にあらる者	
八般職及び二水に相当する旅費にある者	勤務にあらる者	
十般職及び二水に相当する旅費にある者	勤務にあらる者	
十一般職及び二水に相当する旅費にある者	勤務にあらる者	
三割	四割	八割
四割	八割	八割
五割	二割	一割

補考

委員会取扱等の旅費支拂については追つて措置する見込であること。

二、当時既員には左の区分により旅費を支拂すること。

(一) 一般官と同様の者には一般官相当の額

(二) 二級官と同様の者には二級官相当の額

(三) 三級官と同様の者には三級官相当の額

三、雇員、傭人及び工員には左の区分により旅費を支拂うこと。

政府取扱の新幹車輌施設に関する法律ハ昭和二十一年法律第四十六号ノ第十四條第一項の規定が適用される既員にある者のうち

(1) 五級既以上者の者には三級官相当額

(2) 四級既の者には労働省令管内國旅費規程別表第一号表甲額

(3) 三級既以下の者には同別表第一号表乙額

四、急行料金については、急行料金又は準急行料金へ之に伴う通行税を含むことを除する限りによる旅行にして先道有料以上のものにありては、急行料金又は準急行料金を支拂すること。

五、本件は昭和二十一年七月十日（準急行料金については昭和二十一年七月十八日、暫定

料につりては、昭和二十一年八月十日以後の旅行につき、此を適用すること。
なお、昭和二十一年七月九日以前に赴任を命ぜられ旧任地へ新たに任用された者については、任用された当時のその居住地へ出張した者が昭和二十一年七月十日以後に新任地に到着した場合の旅費料は本改正後のものによりこの額を支拂すること。

内閣府用第八号

昭和二十三年七月二日

内閣官房長官

印

傍 効 大 臣 殿

ヨリに國会に提出した販業安法第十二條第十一項の規定に基き、販業安法委員会委員會費支給に關し議決を伏せるの件は國会にありて別紙のとおり議決した旨御議院議長から通知があつたから命によつて通知します。

販業安法第十二條第十一項の規定に基き、販業安法委員会委員會費支給に關し議決を伏せるの件

右は國会において議決した。

よつて國会決算大正表によりこれと送付する。

昭和二十三年六月三十日

衆議院議長 松岡駒吉

内閣總理大臣 芦田均殿

衆議院事務總長 大池

眞

職業安定委員会委員旅費支給額に関する件

職業安定法第十二條の規定による職業安定委員会委員が、その公務のために旅行する場合の旅費額は別表により支給し、これが支給方法は内閣旅費規則によるものとする。

別表 職業安定委員会委員旅費額

区 地	中 央	近 畿	食 事		宿 泊	消 料	一 夜 に つ き	食 卓 料
			船 旅 費	車 馬 費				
甲 方	委 員	委 員	一日六十銭	一升につき	一日につき	甲 地 方	乙 地 方	一夜につき
又 は	長 一 等	長 一 等	一円六十銭	一升八十銭	七十二日	三百六十日	二百七十日	七十二日
時 別 地 区	会 員	会 員	一円六十銭	一升八十銭	十四日	三百二十四日	二百四十四日	七十四日
乙 方	長 二 等	二 等	一円四十銭	五十八銭	五十六日	三百二十四日	二百四十四日	五十六日
	一 員	一 員	一円四十銭	五十八銭	八十四日	二百八十七日	二百十四日	五十八日
						百八十四日	一百十四日	四十八日

備考

1. 甲地方は東京都の区の隣する区域、大都市、大都市、名古屋市、神戸市及横浜市

とし、乙地方はその他の地方とする。

2. 鉄道及び船運は一等引き場合は二等、二等の引き場合は三等の汽船又は船運とす

る。
3. 食卓料は水路航行において船運が外別に食卓料を要する場合、人は船運を要しないか、食卓料を要する場合にありて次數に応じてこれを支拂する。

職業安生委員會委員旅費賄賂比數表

職業守定委員会委員の旅費支拂已分表 (案)

十三、
（大割増）

十二、
（五割増）

十一、
（四割増）

十、
（三割増）

卷之三

都道府縣職業守定委員會會長

特別地巴底米安安哥
更会登真

卷之三

元

職業安寧法抜萃（法第十二條第十、十一項）

第十二條 職業安定委員会の委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、両議院の労働委員会の合同審査会の議を経て

国会の議決を得なければならぬ。その金額を決定するとともに同様とする。

文化勲章受領者一覽		官職	氏名	備考
昭和 二二、四、二六	純正物理学・應用物理学上幾多の独創的研究を發表す	東大阪大名譽教授 学士院会員	長岡 半太郎	瑞
全	金属物理学の研究を完成して本邦学界に貢献す	東北大学 総長	本多 光太郎	その後瑞に進む
全	地球物理学を研究し緯度経度の測定に関する算式2項を発見す	学士院会員 緯度観測所長	木村 榮	死亡
全	從来の傳統的和歌と民衆化し、又和歌史・歌学史の体系を定む	学士院会員 教授	佐木 信綱	瑞
全	明治文壇勃興期に於て理想主義を代表する作家として一世に景仰せられ幾多の作品を發表す	学士院会員 東京美術学校	幸田 成行	死亡
全	洋画家として佛蘭西派画風の真體を究め人物・風景画に独特的の画境を示す	学士院会員 二	岡田 三郎助	瑞
昭和 二二、四、二六	洋画家として佛伊リ画風と研究し印象派の新画風を吸收して筆觸の表現に力む	東京美術学校 教授 美術院会員	竹内 恒吉	死亡
全	日本画家として四條派より出で新風を示して東洋画の一面目を窺む	美術院会員 三	藤島 武一	死亡
全	日本画家として狩野派より出て洋画の風を參照して時帶に則せしめ東洋画の真體を日本画の情趣と加味して斯道の研鑽に努む	美術院会員 四	横山 秀麿	死亡
五二、八	類体学を研究し世界数学界多年の難問題を解決す	東京美術学校 教授 学士院会員	高木 貞治	瑞
全	禪の修養を以て西洋哲学を理解し、獨自の哲学体系を建設、我国哲学界に獨白の進路を与え之を世界の水準に高ひ	京大名誉教授 学士院会員	西田 幾多郎	死亡

全	全	昭和 六四、三	原子核物理学と研究、原子核構造論に於て從來の學説の外に異なる微粒子を考えることを必要とする。普通の原子核壊変の現象に於ては見出しが難かるべきも宇宙線中には存立可能なる旨を發表。後の學説は実證せられ原子核構造論に一時期と劃す。	京大教授	東大教授	東大名誉教授	学士院会員	藝術院会員	川合 芳三郎
全	全	昭和 六四、二三	農藝化學を研究し、数多くの発明を成就。就中「オリガニン」の發見は今日のビタミン學説の基礎を爲した。	東大名誉教授	東大名誉教授	東大名誉教授	学士院会員	學士院会員	佐々木 隆興
全	全	昭和 六四、二三	夙に日本建築を專攻し、東洋諸國の建築を研究。その藝術發展の経路を明かにし、日本建築史學を樹立す。	東大名譽教授	東大名譽教授	東大名譽教授	藝術院会員	藝術院会員	川合 芳三郎
全	全	昭和 六四、二三	我国植物化學の先驅者にして新製剤「ピタカムラカ」の發明は醫學界に寄與大なり。又地衣分類に於て最高權威たる。	東大名譽教授	東大名譽教授	東大名譽教授	學士院会員	學士院会員	佐々木 隆興

八四二三	邦画の傳統を学ぶと共に洋画の研究を積み重厚且麗、独特的の画境を拓く	東京美術学校 名譽教授 藝術院会員
元四二六	地震学・緯度・重力・地磁気の観測、航空機の進歩發達に貢献す	東大名誉教授 學士院会員
全	世界に於ける超短波研究の先駆者一人	阪大教授 東大、九大 名譽教授 學士院会員
全	志賀赤痢菌を發見し治療血清及び豫防に寄與す	錦鶴間祗候 稻田 龍吉 瑞
全	内科醫學の權威を所謂ワイル氏病に關する世界的研究所で著名	志賀 潔 岡部 金治郎 和田 英作 瑞
全	支那文學及支那哲學の研究で四書五經の學と文學と併せ究め一家の學風を樹す	田中館 愛橋 瑞
全	日本法剖足尾研究し始めて申せ法研究の礎石を築き又幾多の重要な題につき体系的編述を公にする	京大名誉教授 學士院会員 二瑞
二二二二	修大藏經を監修刊行す	東大名誉教授 學士院会員 二瑞
元四二六	イシド哲學の權威にて、大正新	東大名誉教授 學士院会員 二瑞
全	植物病理學及北方植物を研究し多くの業績あり	北大名誉教授 學士院会員 三瑞
全	鐵冶全學及金属組織學を確立す	中田 薫 死亡
全	宇宙線及び原子核物理學を研究し日本理論物理學を世界最	高橋 順次郎 死亡
全	高水準に達せしむ	宮部 金吾 死亡
能樂	出版事業に依る文化の普及	仁科 芳雄 死亡
全	藝術院会員	岩波 茂雄 死亡

元四二六	イシド哲學の權威にて、大正新修大藏經を監修刊行す	東大名誉教授 學士院会員 二瑞
二二二二	日本法剖足尾研究し始めて申せ法研究の礎石を築き又幾多の重要な題につき体系的編述を公にする	北大名誉教授 學士院会員 三瑞
全	植物病理學及北方植物を研究し多くの業績あり	中田 薫 死亡
全	鐵冶全學及金属組織學を確立す	高橋 順次郎 死亡
全	宇宙線及び原子核物理學を研究し日本理論物理學を世界最	宮部 金吾 死亡
全	高水準に達せしむ	仁科 芳雄 死亡
能樂	出版事業に依る文化の普及	岩波 茂雄 死亡